

松山空港 A 2 - B C P

2020 年 3 月

大阪航空局松山空港事務所

目次

1. 被害想定
2. 統括的災害マネジメントに向けた目標設定
3. 「A2-HQ」(「A2-BCP」-Headquarters: 総合対策本部) の設置
4. B-Plan (Basic Plan: 基本計画)
 - 4-1. 滞留者対応計画
 - 4-2. 早期復旧計画
5. S-Plan (Specific-functional Plan: 機能別の喪失時対応計画)
 - 5-1. 電力供給機能
 - 5-2. 通信機能
 - 5-3. 上下水道機能
 - 5-4. 燃料供給機能
 - 5-5. 空港アクセス機能
6. 外部機関との連携
7. 情報発信
8. 訓練計画
9. 各施設の担当部署と技術者の配置状況

1. 被害想定

(1) 地震

①想定規模

想定災害は、松山市地域防災計画と同じ石鎚山北縁西部－伊予灘（中央構造線断層帯）を震源とする地震（マグニチュード8）と南海トラフを震源（マグニチュード9）を想定する。

②被害状況

松山市地域防災計画の被害想定に準ずるものとし、かつ、空港については以下を想定。

- ・ 庁舎等に係るライフライン等の途絶による影響があることを想定
- ・ 旅客ターミナル内の一部が停電。断水し、下水も使用不可になる
- ・ 滑走路、誘導路等の基本施設の一部が沈下により使用不可になる

(2) 悪天候等

①想定規模

- ・ 大雨：1時間に50mm以上の降雨を観測。【松山市地域防災計画の資料〔1・3・1〕松山市における風水害等による災害履歴（昭和40年以降）、平成13年6月20日に記録された最大1時間降水量47.0mmの降雨記録を参考とした】
- ・ 暴風：週間最大風速40m/s、暴風圏内5時間継続【松山市地域防災計画の資料〔1・3・1〕松山市における風水害等による災害履歴（昭和40年以降）、平成16年9月7日、台風18号により記録された最大瞬間37.1m/sを参考とした】

②被害状況

松山市地域防災計画の被害想定に準ずるものとし、かつ、空港については以下を想定。

- ・ 暴風によりライフライン等が一時途絶する可能性がある
- ・ 豪雨による河川氾濫で空港周辺一帯が浸水する可能性がある

2. 統括的災害マネジメントに向けた目標設定

(1) 滞留者の安全・安心の確保

- ・ 旅客及び職員の避難を最優先する。
- ・ 発災後、72時間までは、電気、上下水道は非常用の備えで最低限必要な量を維持。
- ・ 滞留者への食料、水、トイレの提供、通信環境、避難手段の確保を図る。

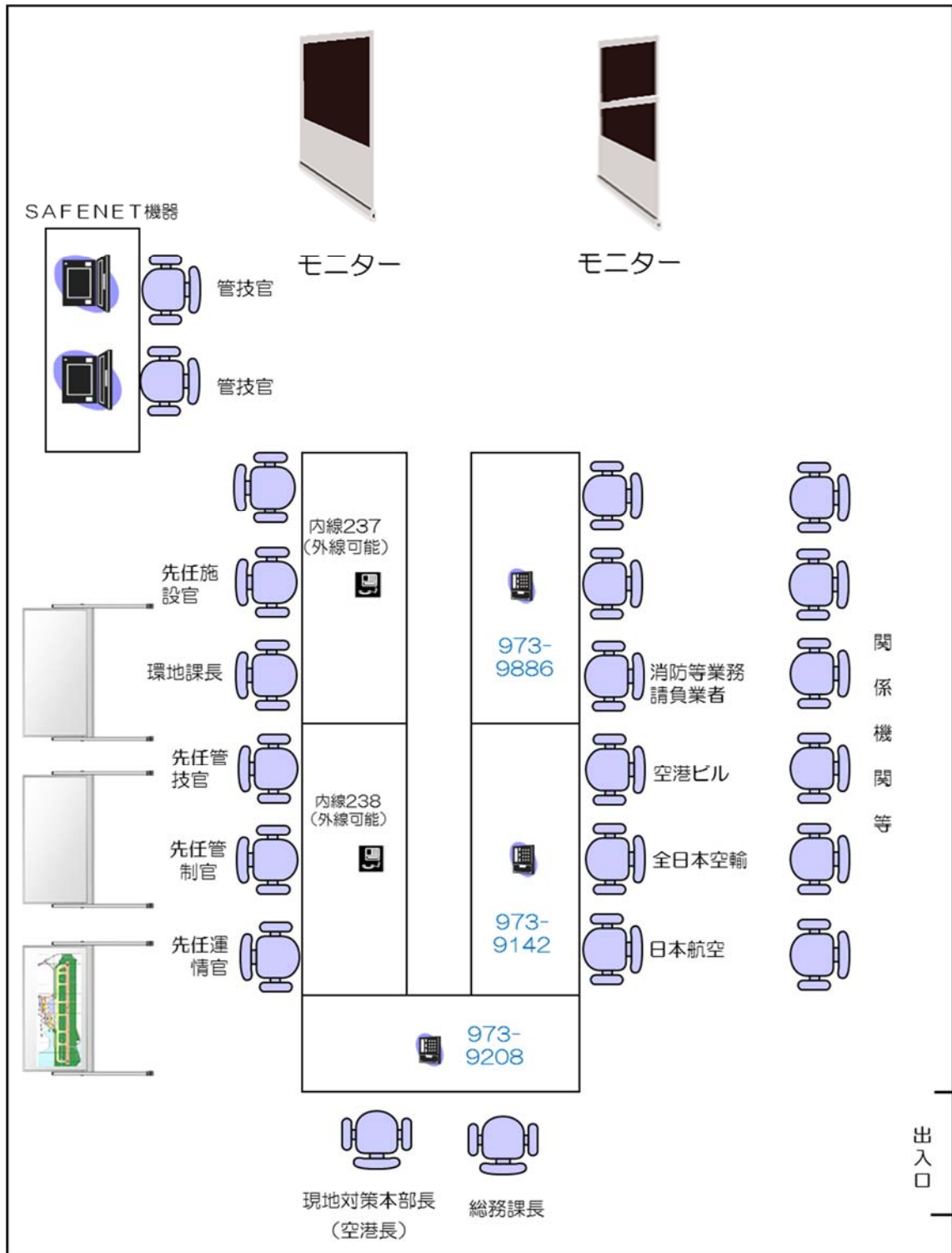
(2) 航空ネットワークの維持又は早期復旧

- ・ 大規模地震により被災し場合には、72時間後までの運用再開を目指す。
- ・ 特別警戒級の気象（大雨、暴風）により被災した場合には、気象が回復後24時間以内の運用再開を目指す。
- ・ 発災後救急・救命活動の拠点としては極めて早期の段階で機能させる。

3. 「A2-HQ」の設置

(1) 「A2-HQ」の設置

- ・松山空港においては、設置基準に達する自然災害が発生した場合において、「A2-HQ」（「A2-BCP」-Headquarters）が設置される。
- ・「A2-HQ」事務局は松山空港事務所が担うこととし、設置場所は松山空港事務所 1階 危機管理室とする。

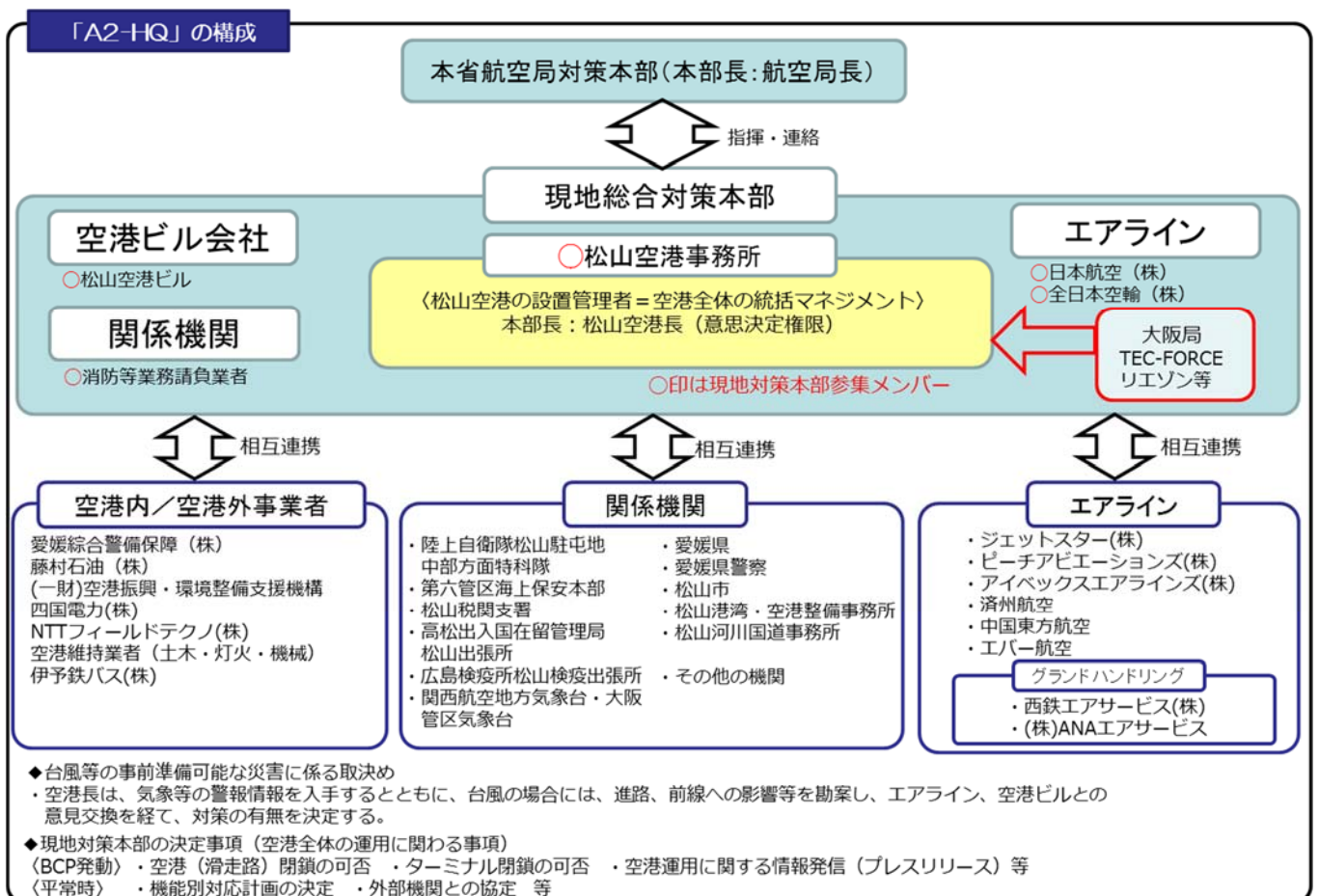


【機密性2情報】

- ・各構成員の情報共有（本部招集時の連絡手段含む）については、メール及び電話連絡で行う。
- ・設置基準については、以下の通りとする。
 - ① 松山市において、震度「6弱」以上の地震が発生した時。この場合、構成員は対策本部に自動参集する。
 - ② 松山空港に係る飛行場台風警報または飛行場大雨警報が発表され、もしくはその見通しがある場合であって、松山空港長が関係者と総括的な調整を行い、その設置が必要と認めた時。この場合、状況に応じ必要な関係者を招集する。

(2) 「A2-HQ」の構成

- ・「A2-HQ」の構成は下記の通りで、本部長を松山空港事務所長、副本部長を松山空港ビル株式会社 専務取締役とする。



- ・現場の意思決定者は本部長とし、副本部長は本部長を補佐する。なお、本部長不在の場合の代行順位は、①総務課長、②前任航空運航情報官、③前任施設運用管理官とする。

(3) 「A2-HQ」の役割

- ・「A2-HQ」は、次の事項を行う。
 - ①自然災害に関する情報の一元的な収集、記録・整理、関係機関等への発信
 ※国土交通省航空局や関係自治体との情報共有や報道機関への情報提供等。

※第一報は 15 分以内が目標。

②被害状況に基づく対応方針の決定及び計画実行の判断

※空港（滑走路等）や旅客ターミナルビルの閉鎖・再開の可否の判断含む

③決定事項に基づく関係機関への指示・要請

※滞留者への対応も含む

④被災・復旧状況に応じた外部機関等への各種要請

※TEC-FORCE や自衛隊への派遣要請等

⑤運航状況の把握（情報収集）

【「A2-BCP」の参集イメージ】

自然災害
発生直後

- 関係機関において、死傷者の有無、航空機の現状、運航状況等を把握し、事務局に情報を報告。
- 事務局は国土交通省航空局に連絡（第一報は 15 分以内）
- 関係機関において、運航再開のための機能復旧に要する時間等を整理。
- 設置基準に基づき「A2-HQ」を設置（自動参集または事務局からの招集連絡）。

↓

[30 分後]
本部の招集

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○対応方針や計画実行の決定 <ul style="list-style-type: none"> ・傷病者を含む滞留者への対応、空港外への避難の要否。 ・滑走路等の空港施設の復旧、運航再開の見通し。 | <ul style="list-style-type: none"> ・広報方針の決定。 ・関係機関の対応（役割分担）を確認。 ・外部機関へ支援要請。 |
|--|--|

4. B-Plan (Basic Plan: 基本計画)

4-1. 滞留者対応計画

(1) 被害想定

- ・電力、通信機能、上下水道が停止している。
- ・洪水により空港内の各所及び市内全域が水没している。
- ・滞留者は、旅客等のターミナルビル利用者と空港内従業員を合わせて最大 1000 人、空港内に最大 72 時間滞在。

※滞留者は、避難手段の確保（構内道路の啓開、バス、レンタカーの確保）にあわせて徐々に減少する

(2) 行動目標

- ・発災後、空港内旅客の避難を速やかに完了させるとともに、負傷者等への対応にあたり、2 時間以内に空港内の滞留者の人数を把握。
- ・更なる滞留者に増加を防ぐとともに、訪日外国人を含む空港内の滞留者に対しても、運航情報、二次交通、代替交通手段等の情報の周知を徹底。

- ・ 発災後3日間（72時間）滞留者が空港内で滞在できるように、想定される最大空港滞留者に対応した備蓄品（非常食、毛布、簡易トイレ等）を確保。
- ・ 通信環境の確保の観点から、Wi-Fi 環境、コンセントプラグ等の携帯電池の充電環境を提供。

(3) 役割分担

<表4-1-1：関係機関の役割分担>

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
松山空港事務所		<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関（小型機運航者含む）からの被害状況の収集・整理 ・ 国土交通省航空局への被害状況等の連絡 ・ 「A2-HQ」の設置（構成員の招集） ・ 医療機関への支援要請 ・ 緊急物資の受け入れ 	
松山空港ビル（株）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多言語メガホン、自動翻訳機、プラカード、ピクトグラム、拡声器の準備 ・ 備蓄品の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空旅客の避難誘導 ・ 滞留者の人数把握 ・ 滞留者スペースの確保 ・ 電源、通信、上下水道等の確認 ・ 空港内旅客及び空港外への情報発信 ・ 外国語に対応するコミュニケーション手段の確保 ・ 関係機関への協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常食や飲料水の配布 ・ 毛布等の提供 ・ 携帯電話等の充電器の提供 ・ 簡易トイレの提供
航空会社	備蓄品の準備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空港ビルと共同し、旅客の安全確保・情報提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常食や飲料水の配布
愛媛県		<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携体制の構築 	

松山市		・ 滞留者避難先の案内	
CIQ関係機関		・ 出入国管理の緊急対応	
バス会社			運航再開の計画
消防、医療機関		・ 負傷者への対応	
愛媛県警、警備会社		・ 空港内の避難・誘導、秩序の確保	

＜表 4-1-2 : タイムテーブル＞

経過時間	被災状況	対応者			
		空港事務所	松山空港ビル（株）	航空会社	その他機関
自然災害発 災直後	交通機関 が不通	被害状況の収 集・報告			
0.5 時間後		本部構成員の 招集	滞留者の人数把握 （概算）	旅客の誘導	対策本部と連 携・情報共有
1 時間後		関係機関と 情報共有 医療機関へ の支援要請	避難場所の設定 滞留者の誘導 備蓄品の提供 通信環境の確保	減便、欠航 の判断 民航機の運 航調整	輸送手段の 確保 医療従事者 の派遣
24 時間後		緊急物資の 受け入れ			
48 時間後					
72 時間後	滞留の解 消	運航再開	避難場所の閉鎖	運航再開	

4-2. 早期復旧計画

(1) 被害想定

- ・ 地震、台風、豪雨等により電力、通信機能、上下水道が停止している。
- ・ 地震の場合、14 側（海側）500m部の基本施設が使用不可となる。
- ・ 台風、豪雨による洪水により、14 側（海側）末端滑走路・誘導路以外の滑走路、誘導路、空港ターミナル、空港事務所等が冠水すると予測している。

(2) 行動目標

- ・ 発災時後、現地総合対策本部を設置し、土木施設、建築施設、機械施設、無線施設、

航空灯火、電気施設、ターミナル施設等の被害状況を把握する。

- ・ 発災後、24 時間以内に必要な職員及び従業員が空港内に参集できるよう、体制を構築。
- ・ 救急・救命作業活動の拠点としての機能確保。
- ・ 発災後、緊急物資、人員輸送に使用する施設の利用計画、航空機の運航計画の調整を実施するとともに、72 時間内に滑走路を確保し、民航機の運航を再開できる環境に回復される（被害により運航を制限する場合がある）。

(3) 役割分担

<表 4-2-1 : 関係機関の役割分担>

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
松山空港事務所 (※四国地方整備局 松山港湾・空港整備事 務所)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滑走路等の基本施設にかかる耐震対策 ・ 排水・浸水対策（管渠、護岸嵩上げ等の整備） <p>※四国地方整備局松山港湾・空港整備事務所と調整</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本施設、無線施設、灯火・電気施設の被害状況の確認 ・ 関係機関からの被害状況の収集・整理 ・ 国土交通省航空局等への被害状況の報告 ・ 「A2-HQ」の設置（構成員の招集） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本施設、無線施設、灯火・電気施設の復旧 <p>※基本施設の復旧については四国地方整備局松山港湾・空港整備事務所と調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ヘリパット、滑走路短縮運用時の具体的な協議 ・ TEC-FORCE の派遣要請
松山空港ビル（株）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客ターミナルビル及び各主要施設の耐震化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客ターミナルビル及び各主要施設の被害状況の確認と松山空港事務所への報告 ・ 立入禁止区域の明示及び応急処置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客ターミナル及び主要施設の復旧
航空会社 (ハンドリング会社)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機や GSE 車両の被害状況の確認と松山空港事務所への報告 ・ 各施設機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間航空機の運航再開に向けた調整
愛媛県			<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携体制の構築
愛媛県警、警備会社		<ul style="list-style-type: none"> ・ 空港、空港周辺の交通整理 	

<表 4-2-2 : タイムテーブル>

経過時間	被災状況	対応者			
		空港事務所	松山空港ビル(株)	航空会社	その他機関
自然災害 発災直後	ライフラインが停止				
0.5 時間後		本部構成員の 招集 基本施設の 点検	基本施設の点検 立入禁止区域の 設定	基本施設の 点検	対策本部と情報共有 輸送手段の確保
1 時間後		被災情報の 把握 施設の機能 回復	被災情報の把握 ビルの機能停止 の判断	被災情報の 把握 運航再開に 向けた調整	医療機関の支援要請 空港、空港周辺の 交通整理
24 時間後					
48 時間後					
72 時間後	施設の復旧	運航再開	避難場所の閉鎖	運航再開	

5. S-Plan (Specific-functional Plan : 機能別の喪失時対応計画)

5-1. 電力供給機能

(1) 被害想定

- ・大規模地震や豪雨災害の発生により送電施設が被災し、松山空港への電力供給が寸断され、その復旧に3日以上を要する場合は想定 ※空港ビル、エアライン、CIQ 用の発電機は高層階に設置されている。※発電機の位置について確認。

(2) 行動目標

- ・電力共有が停止した場合、即時に非常用発電設備へ切り替える
- ・救難機、救援物資輸送機の運航が可能となるよう、管制、保安設備等への72時間の電力供給を確保
- ・商用電源が復旧するまでの間、非常用電源設備が可能な限り稼働するよう体制を確保

(3) 役割分担

＜表 5 - 1 - 1 : 関係機関の役割分担＞

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
松山空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電源施設等に対する水密性扉等の設置 ・ 非常用電源設備やその稼働のための十分な燃料の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四国電力（株）に対する各種要請（早期復旧や電源車の派遣、他の変電所からの送電等） ・ 可搬型発電機の搬入要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ （必要に応じて）VFRによる離着陸を可能とするための体制の構築
松山空港ビル（株）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用電源設備やその稼働のための十分な燃料の確保 ・ 非常用電源活用時の寒暖対策への対応 ・ 携帯電話等の充電器の手配 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客ターミナルビル内の電源施設等の被害状況の確認（機能喪失の原因究明） ・ （必要に応じて）旅客ターミナルビル内の電力供給エリア（滞留者の待機エリア）の限定化 ・ 被災情報の発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・ （旅客ターミナルビル内の電源施設等に異常があった場合）電源施設等の復旧
航空会社 （ハンドリング会社）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用電源供給により運航に係る機能確保が可能な範囲の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客への情報提供を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運航するために必要な電力の確保
電力会社		<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部との情報共有 	商用電力の復旧
警察・消防等 （当該空港を拠点として救援活動等を実施する機関）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用電源供給により運航に係る機能確保が可能な範囲の確認 		

<表 5-1-2 : タイムテーブル>

経過時間	被災状況	対応者			
		空港事務所	松山空港ビル（株）	航空会社	電力会社
自然災害 発災直後	電力供給 停止	被害状況の収集・ 報告			
0.5 時間 後		本部構成員の招集 非常用電源設 備の稼働	非常用電源設 備の稼働	旅客に情報提供	商用電源の復旧作業 対策本部と情報 共有
1 時間後		関係機関と情報 共有	空港利用者への情 報提供 空港外への情報提 供	民航機の減便・停 止の検討	
24 時間後				民航機の運航を再 開調整	
48 時間後					
72 時間後	電力供給 復旧	商用電力の復旧	商用電力の復旧	平常運航	商用電力の復旧

5-2. 通信機能

(1) 被害想定

- ・地震の発生により、空港で使用される業務用ネットワーク及び一般電話が通信困難となり、復旧に3日以上を要する場合を想定
※松山空港が市街地に設定されており、一般回線は市域と同時に復旧することが見込まれるため、空港業務用ネットワークの機能回復を主に検討。

(2) 行動目標

- ・総合対策本部を設置し、空港内の通信状態について情報を収集
- ・通信障害が発生している通信事業者に対して復旧作業の要請
- ・旅客、空港内滞留者等への通信被害の状況、復旧見通し等の情報提供

(3) 役割分担

＜表 5 - 2 - 1 : 関係機関の役割分担＞

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
松山空港事務所	＜連絡体制の構築＞ ・「A2-HQ」構成員との連絡体制の構築 ・代替通信手段（衛星電話等）の準備	＜滞留者への対応＞ ・通信環境の情報収集 ・通信会社に対する移動基地局の派遣要請	・通信事業者との情報共有
松山空港ビル（株）	＜連絡体制の構築＞ ・代替通信手段（衛星電話等）の準備 ＜滞留者への対応＞ ・通信基地局の耐震性や耐水性の確保 ・Wi-Fi環境の整備	・通信被害状況の把握 ・復旧見通しの情報提供 ・通信手段の確保	＜滞留者への対応＞ ・Wi-Fiが利用可能なエリアについて滞留者に対して情報提供
通信事業者		・通信被害状況の把握 ・応急復旧要員の確保 ・応急復旧計画の策定	・応急復旧用資材の調達 ・通信設備の復旧
警察・消防等 （当該空港を拠点として救援活動等を実施する機関）	＜連絡体制の構築＞ ・代替通信手段（衛星電話等）の準備		

<表 5-2-2 : タイムテーブル>

経過時間	被災状況	対応者		
		空港事務所	松山空港ビル（株）	通信事業者
自然災害 発災直後	通信障害	被害状況の収集・報告		
0.5 時間 後		本部構成員の招集	通信被害状況の把握	通信被害状況の把握
1 時間後		通信環境の情報収集 通信会社に対する移動基地局の派遣要請	Wi-Fi が利用可能なエリアについて滞留者に対して情報提供 復旧見通しの情報 提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急復旧要員の確保 ・ 応急復旧計画の策定 ・ 応急復旧用資材の調達 ・ 通信設備の復旧
24 時間後				
48 時間後				
72 時間後	通信復旧		通信復旧	通信復旧

5-3. 上下水道機能

(1) 被害想定

- ・ 大規模地震の発生により水道施設に損傷が発生し給水停止（復旧未定）、又下水道施設についても機能停止を想定

(2) 行動目標

- ・ 使用トイレ数の制限、テナント等の節水又は営業制限を実施し空港利用者（滞留者を含む）の生活環境を確保
- ・ 下水道施設が復旧するまでの間、簡易トイレ 1 日分及び仮設トイレ（2 日以降）確保
- ・ 発災後 72 時間以降の飲料水を確保するため、関係機関に給水車の手配を調整

(3) 役割分担

＜表 5 - 3 - 1 : 関係機関の役割分担＞

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
松山空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄品（飲料水、簡易トイレ）の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛隊や水道局に対する給水車の派遣要請 ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務遂行に必要な職員の水、簡易トイレを確保
松山空港ビル（株）	<ul style="list-style-type: none"> ・ タンク容量の確保 ・ 水道管の耐震化 ・ 停電時でもポンプ等電力を必要とする施設が機能するための準備 ・ 飲料水及び簡易トイレの確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 松山空港管理の上下水道施設の緊急点検（機能喪失の原因究明） ・ （必要に応じて）関係機関への飲料水の供給要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上下水道設備の復旧 ・ 上水の使用制限やトイレの使用可否について滞留者に対する情報提供
松山市		<ul style="list-style-type: none"> ・ 松山市が管理する上下水道施設の被害状況及び復旧に関する情報共有など、連携体制の構築。 ・ 給水要請への対応 	

<表 5-3-2 : タイムテーブル>

経過時間	被災状況	対応者		
		空港事務所	松山空港ビル（株）	松山市
自然災害 発災直後	上下水道 停止	被害状況の収集・報告	上下水道の緊急点検	上下水道の被害の把握
0.5 時間 後		本部構成員の招集	ビルの機能停止の判断	給水要請への対応
1 時間後		関係機関と情報共有 必要に応じ自衛隊や 水道局に給水車の派 遣要請	空港利用者への情報提供 空港外への被災情報提供 仮設トイレの確保・設置 旅行者・滞留者の飲料水 確保	関係機関と情報共有
24 時間後				
48 時間後				
72 時間後	上下水道 復旧			※被害想定地震に対して は、72 時間後の上下水道施 設の復旧は困難である。

5-4. 燃料供給機能

(1) 被害想定

- ・大規模地震等により地域の電力供給が停止し、更に、松山空港への燃料供給が寸断されその復旧に3日間要する場合を想定。

(2) 行動目標

- ・発災後、航空機燃料用給油施設の被害状況を把握し、早期に施設機能の回復作業を実施
- ・1日（24時間）以内に緊急物資・人員輸送に必要な航空機・GSE車両用燃料を確保
- ・3日（72時間）以内に定期便を就航できる航空機・GSE車両用燃料を確保

(3) 役割分担

＜表 5 - 4 - 1 : 関係機関の役割分担＞

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
松山空港事務所		<ul style="list-style-type: none"> ・ 藤村石油(株) (燃料供給事業者) から備蓄燃料の残量や被災状況に対する情報の収集・整理 ・ 関係機関 (国や関係自治体等) に対する燃料の供給要請 	
藤村石油 (燃料供給事業者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ タンク容量の確保 ・ 給油施設の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料保有量の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給油施設の応急措置及び機能回復 ・ 燃料の品質確認
松山空港ビル(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電機用燃料タンクの容量確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 藤村石油(株) (燃料供給事業者) への優先供給の依頼 	
航空会社		<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機、GSE車両の燃料の保有量の確認及び確保 	燃料供給事業者との必要となる燃料供給量等の情報共有
警察・消防等 (当該空港を拠点として救援活動等を実施する機関)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 藤村石油(株) (燃料供給事業者) への優先供給の依頼 	

＜表 5-4-2：タイムテーブル＞

経過時間	被災状況	対応者				
		空港事務所	松山空港ビル (株)	航空会社	藤村石油	警察・消防
自然災害 発災直後	燃料の停止	被害状況の収 集・報告	↑	↑	↑	
0.5 時間 後		本部構成員の招 集	発電機用燃料 の確認	航空機・GSE 車両の燃料 確認	給油施設の 復旧	
1 時間後		↑ 関係機関と 情報共有 関係機関に 対する燃料 の供給要請	↑ 発電機用燃料 の確保	↑ 燃料給油事 業者との調 整	↑ 空港ビル、 航空会社等 との情報共 有及び給油	↑ 燃料の確保
24 時間後						
48 時間後						
72 時間後	運航再開	運航再開	施設の通常復旧	運航再開		

5-5. 空港アクセス機能

(1) 被害想定

- ・地震、洪水等により、市内とのアクセスが寸断されており、通行可能な道路も各所で渋滞が発生している。緊急輸送道路に指定されている新空港通り、空港通りまでの経路の復旧予定が不明な場合を想定。

(2) 行動目標

- ・道路の啓開状況、渋滞の発生状況を把握し市内への迂回路及び、道路情報を取得し空港バスルートを確保する。

(3) 役割分担

＜表 5 - 5 - 1 : 関係機関の役割分担＞

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
松山空港事務所	・ 空港アクセス事業者と連絡体制の構築	・ 鉄道、道路等の被害、啓開、復旧の状況に関する情報の収集・整理	・ 滑走路等の空港施設の復旧に資する資機材や人員等の空港への搬入輸送ルート確保 (関係自治体の災害対策本部等との調整)
道路管理者	・ 空港アクセス道路の耐震性の確保	・ 空港アクセス道路の被害状況の確認と松山空港事務所への報告	・ 空港アクセス道路の機能回復
バス事業者	・ アクセス道路の不通時における代替ルートへの整理	・ バスの運行状況の確認と松山空港事務所への報告	・ (必要に応じて) 増発や臨時便の調整
松山空港ビル(株)			・ 滞留者の滞在場所の確保 ・ 滞留者に対する代替交通手段の運行情報の提供
航空会社			・ 国内外各空港の旅客への復旧状況の情報提供

＜表 5-5-2 : タイムテーブル＞

経過時間	被災状況	対応者				
		空港事務所	松山空港ビル(株)	航空会社	道路管理者	バス会社
自然災害 発災直後	交通機関が 不通	被害状況の収 集・報告			被害状況 の把握	
0.5時間 後		本部構成員の招 集	旅客の誘導 滞留者の人数把握	旅客の誘導	被害状況 の報告	
1時間後		↑ 関係機関か ら情報収集 関係機関に 情報提供	↑ 避難場所の設定 代替交通機関の 情報提供	↑ 旅客にアク セス復旧状 況の情報提 供	↑ 対策本部 と情報共有	↑ 輸送手段の 確保 輸送ルート の確認 臨時バスの 運航再開
24時間後						
48時間後						
72時間後	空港アクセス の回復	↓ 滞留者解消	↓ 避難場所の閉鎖	↓ 運航再開	↓ 空港アクセス の回復	↓ 通常運航

6. 外部機関との連携

- ・救急、救命フェーズ、旅客避難フェーズ、施設復旧フェーズの各状況に応じた各機関（四国地方整備局、四国運輸局、第六管区海上保安本部、陸上自衛隊、愛媛県、松山市、土木施設維持事業者、航空灯火維持事業者、伊予鉄バス、四国電力、藤村石油等）と現地合同対策本部との相互支援に関する関係を構築する。

7. 情報発信

(1) 整理すべき情報と担当機関

整理すべき情報	担当機関
管理施設の被害及び復旧状況	松山空港事務所、松山空港ビル（株）、藤村石油（株）
空港内の滞留者の状況	松山空港ビル（株）
地震等の自然災害の状況	松山地方気象台
民間航空機の運航計画及び運行状況	全日本空輸（株）松山空港所、日本航空（株）松山空港所、ジェットスター・ジャパン（株）、アイベックスエアラインズ（株）、中国東方航空 松山支店、（株）済州航空 松山支店、エバー航空 関西支店
旅客ターミナルビルや駐車場の運用状況	松山空港ビル（株）、空港振興・環境整備支援機構松山事務所
空港アクセスの運行状況	愛媛県 ・ 伊予鉄バス（株）
空港周辺の道路状況	道路管理者（国道：四国地方整備局松山河川国道事務所、県道：愛媛県土木部道路維持課、市道：松山市道路管理課）、松山空港派出所

(2) 情報の集約と発信

①上記（1）で整理された情報について、総合対策本部で集約。

②集約した情報を「A 2－HQ」の各構成員に提供。なお、その情報は現場の担当レベルまで正確に共有。併せて、以下に対しても上記情報を提供。

- ・国土交通省航空局災害対策本部
- ・大阪航空局災害対策本部

連絡先一覧は別途「A 2－HQ」構成員に配布。

↓

③ 滞留者に対して、松山空港ビルが情報を提供。

④ 「A 2－HQ」が関係機関と調整の上、報道機関に対し情報を発信。

8. 訓練計画

(1) 訓練の実施

- ・「A2-HQ」主催の訓練を毎年 5 月を目途に行う
- ・訓練の企画・立案は松山空港事務所が行う
- ・訓練の実施後、アンケート調査を実施し、参加機関の要望や提案等を募る
- ・訓練の結果等を踏まえ、必要に応じて、A2-BCP の改訂を行う

(2) 日常点検の実施

- ・最低年 1 回、松山空港事務所、松山空港ビル(株)、藤村石油(株)は、非常用電源の稼働確認を行う
- ・最低年 1 回、松山空港事務所、松山空港ビル(株)は、非常食、飲料水、非常用トイレ、毛布等、備蓄品の確認を行う
- ・最低年 1 回、松山空港事務所、松山空港ビル(株)、藤村石油(株)は、法令点検を必要としない非常用機器の動作確認を行う

9. 各施設の担当部署と技術者の配置状況

(1) 基本施設

- ・松山空港事務所施設運用管理官【土木職 1 名、機械職 1 名】
※ただし、大規模な災害復旧工事に当たっては、地方整備局組織規則第 10 条 8 に則り、四国地方整備局が実施。

(2) 無線施設

- ・松山空港事務所航空管制技術官【航空管制技術職 2 名】

(3) 灯火・電気施設

- ・松山空港事務所施設運用管理官【灯火職 1 名】

(4) 旅客ターミナルビル

- ・松山空港ビル(株)【施設部 4 名】